これまでの歩み

1964 年に赤ちゃんを抱えて就職でき ずに困っていた一人の女性を支えるた めに、無認可のベビーセンターを始め たことから、日本コイノニア福祉会の 働きが始まりました。「コイノニア」と は、キリスト教の『聖書』に書かれてい る言葉で、「持っている物や能力など を、皆で分かち合って活かし合う」とい う意味のギリシャ語です。社会福祉法 人となってから約半世紀を迎え、現在 では大阪府と京都府に7つの保育園・ 認定こども園と、3つの高齢者介護施 設を運営しています。規模は大きくな りましたが、保育や介護など私たちの 福祉サービスを必要とされている 方々、そのお一人お一人を大切にして、 その日常を支援し続けていきたいと考 えています。



施設一覧

特別養護老人ホーム 大阪「好意の庭」

〒582-0026

柏原市旭ヶ丘 3-13-45 Tel.072-976-0090

特別養護老人ホーム 第二好意の庭

〒582-0022

柏原市国分市場 1-9-45 Tel.072-976-0091

デイサービス・ヘルパーステーション (子育て支援センター「ハーモニー」併設) 旭ヶ丘コイノニアガーデン

〒582-0026

柏原市旭ヶ丘 3-2-3 Tel. 072-976-5100

久宝まぶねこども園

〒581-0072 八尾市久宝寺 6-7-10 Tel.072-992-2033

旭丘まぶね保育園

〒582-0026 柏原市旭ヶ丘 3-13-43 Tel.072-976-1912

愛和保育園

〒573-0056 枚方市桜町 2-4 Tel. 072-844-6234

ハレルヤ保育園

〒573-1152 枚方市招提中町 2-40-10 Tel. 072-868-5541

中宮まぶね保育園

〒573-0011 Tel.072-840-2780

大宮まぶね保育園

〒535-0002 枚方市中宮山戸町 15-1 大阪市旭区大宮 1-1-32 Tel.06-6955-4571

円町まぶね隣保園

〒604-8462 京都市中京区西ノ京北円町 50 Tel. 075-462-8829

ご寄付のお願い



子どもたちや高齢の方々が、 これからも安心して、 地域で暮らしていけるように。 コイノニアをお支えください。



社会福祉法人 日本コイノニア福祉会

〒582-0021 大阪府柏原市国分本町 2-6-11-203

Tel. 072-931-9449

URL http://www.koinonia.or.jp/



社会福祉法人の経営は、主にご利用 者の皆様からの利用料などと、介護保 険収入などを含めた補助金収入からなっていますが、その他にも多くの方々 から毎年ご寄付を頂いています。頂き ました寄付金は、ご利用者様の生活環 境の向上、施設設備の充実などに大切 に用いさせて頂いています。

新型コロナウイルス感染症の世界的 大流行によって、感染拡大による休業 や利用者減など、厳しい状況が続いて います。広域・多領域に展開している日 本コイノニア福祉会ですが、今後 暮ら していくことのできる地域共生社会を 創っていくために、ぜひとも事業協力 のご支援、ご寄付をどうぞよろしお 願いいたします。

社会福祉法人 日本コイノニア福祉会 理事長 牛田 匡

ご寄付の方法について

①現金

日本コイノニア福祉会の各施設・事業所に、直接ご持参ください。

②郵便振替

記号 00960-7 番号 284457

加入者名 社会福祉法人 日本コイノニア福祉会専用の払込取扱票(払い込み料金・受取人払い)もございます(各施設、事業所でもお渡しできます)。ただし、郵便局で現金でお振込みの場合、 | 件当たり | 10 円 (税込) の現金手数料が加算されるようになりました。

③銀行振込

金融機関:ゆうちょ銀行

支店名 :099 (ゼロキュウキュウ)

種類番号: 当座 0284457

名義 : 社会福祉法人 日本コイノニア福祉会

ご寄付頂きました皆様には「寄附金受領証明書」 (領収書)をお渡ししております(確定申告の際 にはこの領収書が必要です)。また、ご同意頂け る方は「コイノニア通信」にてお名前を掲載させ て頂きます。

税法上の優遇について

日本コイノニア福祉会は、社会福祉法人です ので、個人・法人・遺産相続からご寄付をいた だいた場合、「寄付金控除」があり、いただい たご寄付は「特定寄付金」としてすべて所得控 除の対象となります。

○所得税控除

寄付金合計額(総所得金額等の 40%総額)-2,000円

- ○<u>住民税(府民税)控除</u>(大阪府内在住の方) (寄付金合計額(総所得金額等の 30%が限度) -2,000 円×4%
- ○<u>住民税(市民税)控除</u>(柏原市、枚方市在住の方)

(寄付金額-2,000円)×10%

控除を受けるには

寄付をした団体から寄附金受領証明書(領収書)を受け取り、最寄りの税務署にて確定申告を行うことにより税金の控除が受けられます。 詳しくは、国税庁や大阪府、各市の HP をご覧下さい。

